

## 産 業 医 契 約 書

【事業所〇〇〇〇〇】（以下「甲」という）と、名古屋市〇〇区医師会（以下「医師会」という）所属医師〇〇〇〇（以下「乙」という）は、労働安全衛生法第13条の定めによる産業医の委嘱に関して下記のとおり契約を締結する。

### 記

（産業医選任）

第 1 条 甲は労働安全衛生法第13条の規定に基づき、本契約書末尾表示の甲の事業場（以下「本事業場」という）における産業医として乙を選任し、乙はこれを承諾する。

（職務内容）

第 2 条 乙は本事業場において労働安全衛生規則第14条第1項および第15条第1項に規定する職務およびこれに付随する職務のうち以下のものを行うものとする。

- ① 職場巡視を行うこと
  - ② 衛生委員会または安全衛生委員会の委員として意見を述べること
  - ③ 健康診断および面接指導の結果に基づき就業上の措置に関する意見を述べること
  - ④ 健康診断およびストレスチェックに関する労働基準監督署への報告書を確認し、署名・捺印をすること
  - ⑤ 健康診断、長時間労働の面接指導、ストレスチェックその他の健康管理に関する企画に関与し、助言や指導を行うこと
  - ⑥ 診断書その他に記された労働者の心身の状態の情報を解釈し、加工し、就業上の措置に関する意見を述べること
  - ⑦ 職業性疾病を疑う事例の原因調査と再発防止に関与し、助言や指導を行うこと
2. 甲は乙に対し労働安全衛生規則第14条第1項が規定する以下の面接指導等を行うことを依頼することができる。
- ① 長時間労働に従事する労働者の面接指導
  - ② ストレスチェックの結果に基づく労働者の面接指導
  - ③ 職場復帰の支援等をはじめとする治療と仕事の両立支援
  - ④ 労働者からの健康相談
3. 甲は乙に対し第1項および第2項の各号に定めるもの以外の職務を行う場合、甲乙協議の上、別に定める。

（甲の責務）

第 3 条 甲は乙に対し労働安全衛生規則第14条の4第1項に基づき、前条の職務を行う権限を与え、その職務遂行につき協力する。

2. 甲は乙を本事業場における衛生委員会または安全衛生委員会の委員として指名する。
3. 甲は乙に対し本事業場の職務や作業について説明し、乙がその実態を把握し職務を遂行する上で必要な本事業場についての情報を提供する。

4. 甲は乙に対し労働安全衛生法第13条第4項および労働安全衛生規則第14条の2に基づき、乙が健康診断および面接指導の結果に基づき就業上の措置に関する意見を述べる上で必要な労働者についての情報を提供する。
5. 甲は乙が労働安全衛生法第13条第5項および労働安全衛生規則第14条第3項に基づいて行う勧告、指導および助言を尊重し、衛生委員会または安全衛生委員会に報告する等の必要な措置を行う。
6. 甲は乙の業務に関する事項を作業場の見やすい場所に掲示する等して労働者に周知する。

(情報の取扱い)

- 第4条 乙は前条第3項および第4項に基づき提供された情報および本事業場の労働者から得た個人情報(以下「個人情報等」という)を産業保健の目的以外に使用しない。ただし、個人情報保護法第16条第3項が定める場合を除く。
2. 乙は第1項の情報を甲の同意を得ずに第三者へ提供してはならない。
  3. 乙は個人情報を本人の同意を得ずに第三者へ提供してはならない。ただし、個人情報保護法第23条第1項および同条第5項が定める場合を除く。

(報酬)

- 第5条 甲は乙の第2条第1項に定める職務に対して報酬として月額〇〇〇〇〇円を毎月〇〇日までに支払う。交通費・通信費等は別に算出した額を定額支給とする。
2. 甲は乙の第2条第2項に定める職務に対して報酬として1回あたり〇〇〇〇〇円を毎月〇〇日までに支払う。
  3. 甲は乙の第2条第3項に定める職務を委託する場合の報酬は、甲乙協議の上、別に定めて支払う。

(補償)

- 第6条 甲は乙が本契約に定める職務遂行中または本事業場への移動中に、乙に生じた損害について損害賠償責任を負う。また、乙が本契約に定める職務遂行中または本事業場への移動中に、第三者に対して損害賠償責任を負った場合は、甲がこれを代償する。ただし、乙の故意または重大な過失により生じた損害賠償責任についてはこの限りではない。

(選任、解任届)

- 第7条 甲は乙の産業医選任を遅滞なく、所轄労働基準監督署に届け出るものとする。
2. 契約期間の満了、解約、死亡などにより乙が産業医でなくなったときも同様とする。
  3. 前項の場合には、甲は医師会にもその旨を通知するものとする。

(契約の有効期間)

- 第8条 本契約の有効期間は〇〇年〇〇月〇〇日から1年間とする。また期間満了日の1ヵ月前までに、甲乙いずれからも異議の申し出がなければ、さらに1年間契約を更新するものとし、以後も同様とする。
2. 甲または乙が、本契約を途中解約する場合には、解約する日の1ヵ月前までに相手方に書面をもって通知することにより、本契約を解除することができる。
  3. 甲または乙が、本契約に違反した場合には、他方当事者は契約期間内であって

も本契約を解除できる。

(反社会的勢力)

第 9 条 甲、乙ともに暴力団、暴力団員、その他反社会的勢力に関与しない。

(協議)

第 10 条 本契約に定めのない事項、または本契約に関する疑義については、その都度甲乙協議の上、取り決めるものとする。

2. 甲と乙の間で訴訟の必要が生じた場合は、〇〇地方裁判所を甲と乙の第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙が署名・捺印の上、本書を各自 1 通ずつ保有する。

年 月 日

「甲」 事業場所在地  
名 称  
代表者氏名

㊟

「乙」 住 所  
医療機関名  
医師氏名

㊟